

第二次環境基本計画見直しにかかる
中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会
議事要旨
(主に水循環関連)

(団体)	(頁)
第11回	
・ 矢作川沿岸水質保全対策協議会	2
・ 社団法人 土壤環境センター	5
・ 社団法人 日本水環境学会	8
・ 財団法人 国際湖沼環境委員会	10
・ 社団法人 海と渚環境美化推進機構	13

第 11 回 中央環境審議会総合政策部会と課育種団体との意見交換会 議事要旨

日時 平成 17 年 9 月 27 日 (火) 14:00 ~ 17:00

場所 経済産業省別館 9 階 920 号会議室

発表団体

社団法人 大日本獺友会	小熊實 専務理事 [資料 1 - 6 掲載]
矢作川沿岸水質保全対策協議会	神谷功 事務局長
社団法人 土壌環境センター	大林重信 専務理事
社団法人 日本水環境学会	中島淳 常務理事
財団法人 国際湖沼環境委員会	小谷博哉 専務理事
社団法人 海と渚環境美化推進機構	野村真郷 専務理事

出席者

【委員】

大塚委員(司会)、小澤委員、青木委員、天野委員、久保田委員、中野委員、松原委員、渡辺委員

【その他有識者(重点分野別検討メンバー)】

須藤氏、福井氏、虫明氏

【環境省】

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 大賀雅司室長補佐
総合環境政策局環境計画課 佐野課長、苦瀬計画官

発表者：矢作川沿岸水質保全対策協議会 神谷功 事務局長

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・ 河川環境を守る上では森林の保全が必要であり、森林の保水機能を保つためには河川の水量が減少することは致命的である。そのために河川の保全活動を行って欲しい。
- ・ 河川の水量は公共下水道の影響を大きく受ける。水量確保のために、浄化した水を海に流すのではなく、もう一度河川に戻して欲しい。
- ・ 現在は河川の水質の規制について BOD が対象となっているが、COD も規制の対象として加えて欲しい。
- ・ 廃棄物の処理に関しては、排出した事業者処理を義務付けて欲しい。現在は業者への委託が多く、責任の所在が不明確となっている。

(2) 取組の状況と課題等

[団体概要]

- ・ 当協議会は、昭和 40 年代の初期、上流山間地帯で窯業原料の精製・水洗いに伴う白濁放流や、高度成長に伴う工場建設や都市化による河川の汚染、そしてゴルフ場開発などによる降雨時の土砂流出による河川の汚染から利水被害者となった農業用水団体（明治用水）が、関係団体に呼びかけて発足した。
- ・ 現在の会員数は 39 団体、設立時は 19 団体であり、平成 16 年までは 52 団体であったが、市町村合併等により現在の団体数に至る。

[事業]

調査監視事業

河川・湖沼・海域・事業場排水・開発工事現場・廃棄物処理場などの調査及びパトロール（平成 16 年には 93 回行い、会の支援団体から 188 人動員）

促進事業

1) 水質汚濁防止の為の文書協議（平成 16 年 306 件）

- ・ 日排水量：20 m³以上の工場・住宅団地・廃棄物処理場・畜産等の廃水処理
- ・ 土地開発行為：3000 m²以上のゴルフ場・工場・住宅用地等の造成工事
- ・ 河川湖沼・道路等の主要工事（公共、民間事業協議成立後着手）

2) 関係機関へ水質浄化の要請（平成 16 年 184 回）

- ・ 開発造成工事の指導監督
- ・ 公共工事の防災施設
- ・ 廃棄物処理処分方法と排水処理場の管理
- ・ 畜産排水の適正処理

- ・ 不法な開発や廃棄物冬季の取り締まりパトロール
- ・ 公共下水道や農業集落排水事業等の生活廃水対策啓発事業（平成 16 年 25 回）
- ・ 水源林育成事業支援の呼びかけ
- ・ 上下流の交流活動
- ・ 河川湖沼美化運動と環境教育の支援
- ・ 水質保全研修会の実施
- ・ 天然石けんの普及促進

2. 意見交換概要

- ・ 現在では、企業等による水質汚染防止の対策なども進んできていると思うが、現在までの間に、活動の変質のようなものはあったか。（虫明氏）
水質汚濁防止の為の文書協議活動では、年間約 300 件（排水が 50、開発製造が 250）という数自体は大きな変化はない。しかし、1 件あたりの規模が小さくなってきてはいる。（神谷氏）
- ・ 会員は自治体や農業・漁業団体となっているが、活動するのはこじんと
なっているのか。（須藤氏）
会員は市町村等の地方自治体や農協等団体であり、個人ではない。
各々の活動も団体の立場として活動が行われている。（神谷氏）
- ・ 河川周辺の開発造成に関して、利害関係者の同意が得られなければ着手
させない、となっているが、他の法律などでも関連事項があって、「この
部分さえ気をつけていればよい」、「この法律の条件をクリアしている
から問題はない」というような違反例のようなものはなかったのか。（須
藤氏）
基本的には、我々の意見を尊重してもらっている。あくまで紳士協定
であり、過去には聞き入れてもらえないこともあったが、現在ではそ
ういったことは起こっていない。（神谷氏）
- ・ 公共下水道に代わって団体として合併浄化槽を推進しているのか。（須
藤氏）
大規模な公共下水道を利用することが最良だとは考えていない。自治
体によっては自前の公共下水道を利用するところもあれば、合併浄化
槽を利用しているところもある。（神谷氏）
- ・ 啓発事業に関して、「環境教育の支援」の事例について、詳しい内容を
聞きたい。（中野委員）
上流地域で生活する生徒を招き潮干狩りや放流活動を行った。また、
上流の山間部で取れたとうもろこしの販売の仲介を行っている。（神
谷氏）
- ・ 流域の学校や地域が啓発事業に関して、「環境教育の支援」の詳しい内

容を聞きたい。(小澤委員)

生徒が自然の中で学んだことについての発表の場を設けている。それが励みになり、さらに環境への取組行うようになる。(神谷氏)

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・ 土壤汚染対策は、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」、「化学物質の環境リスクの低減」などの個別分野と密接に関連している。
- ・ そのため下記のように重点を置いた活動を展開したいと考えており、これらの活動が推進されるよう、あるいはこれらの活動成果が政策に反映されるよう、環境基本計画の策定に当たってご配慮願いたい。

土壤汚染の調査・対策技術の開発、普及

- ・ 効率的な汚染土壌の調査・対策を推進するため、新たな技術を開発すること。
- ・ 調査・対策技術の標準化を行うことにより、技術レベルの底上げと社会的信頼性を確保し、当該技術の普及を図ること。

土壤汚染対策法の対象外となっている土壤汚染問題への対応

- ・ 油等の土壤汚染による生活環境問題への対応を検討すること。
- ・ 健全な土壤生態系や健全な地下水系の確保という観点から土壤・地下水汚染対策を検討すること。
- ・ 健康被害防止の観点から、法対象外の物質や曝露経路について検討すること。

土壤汚染・地下水汚染分野の専門技術者等の育成

- ・ 土壤汚染・地下水汚染分野の専門技術者等を育成すること。
- ・ 専門技術者の現場での有効活用に向けた仕組みづくりを検討すること。

リスクコミュニケーションの基盤整備

- ・ 汚染土地及びその周辺の自然条件、社会条件を踏まえたリスク評価方法を検討すること。
- ・ 中立的な立場のリスク解説者、リスク仲介者を育成すること。

ブラウンフィールド問題への対応

- ・ 汚染土壌の修復に高いコストを要することが土地の流動化を阻害し、その結果、汚染された土地が利用されないまま放置されるという、「ブラウンフィールド問題」に対し、現状を把握し対策を検討すること。

優良事業者の普及について

- ・ 土壤汚染対策法が施行されて以降、法に基づく調査・対策事業だけでなく、条例に基づく事業や事業者の自主的な事業が急増している。一方で、調査・対策事業を請け負う企業も急増しているが、土地所有者等が事業を発注する際に、特に企業を選定する目安がない現状では、これまで我々が集積し磨き上げてきた技術者がいないがしろにされ、単なる価格競

争に陥る恐れがあり、結果として事業の質の低下を生じかねない。

- ・ そのため、土壌汚染調査・対策事業を行う優良事業者の選定の目安を明らかにし、優良事業者を普及させることにより、事業の質を確保することが必要である。

(2) 取組の状況と課題等

[団体概要]

- ・ 土壌・地下水汚染対策について、対策の向上、知見の充実、知識の普及等を進めることにより、土壌・地下水汚染の回復の推進を図り、もって国民の健康保護及び生活環境の保全に質することを目的としている。
- ・ 会員は183社の企業であり、ゼネコン、プラントメーカー、シンクタンク等多様な業種から構成されている。

[事業]

- ・ 事業はセンターの自主財源で行う「自主事業」(1年当たり約1億円)と環境省等からの「委託・請負事業」(1年当たり約2億円)とに大別される。
- ・ 自主事業は、「調査研究事業」、「資格制度事業」、「広報教育事業」の3つの柱からなる。これに加え、土壌汚染対策法の施行に伴い、「出えん金付き搬出汚染土壌管理票」の販売を(財)日本環境協会からの受託により実施している。
- ・ 環境省からはセンターの公益事業としてふさわしい種々の調査事業を請け負っており、環境行政に協力してきている。

2. 意見交換概要

- ・ 環境と経済の両立は社団法人だけではできないことである。国民がどのように判断するか、企業の社会的責任が問われなければならない。そこでセンターは、社団法人として企業の社会的責任についてどのように考え、どのような活動を行っているか。(小澤委員)
企業が行うべきこと、行政が行うべきこと、そして本センターが行うべきことを考え、それを踏まえ、行政に提言を行っている。(大林氏)
- ・ 現在の土壌汚染対策法の対象ではないが、油による土壌汚染について対策の実態はどのようになっているか(須藤氏)
土壌汚染対策法が制定された後から、油による土壌汚染について調査を行ってきた。現在は成果が纏まりつつあるところである。(大林氏)
- ・ 専門技術資格者の人数がどのようになっているか。(須藤氏)
各資格と取得者は次の通り。土壌環境監理士：202名、土壌環境保全士：816名、土壌環境リスク管理者：1,686名(大林氏)
- ・ 技術の発展を踏まえた資格審査は行われているか(須藤氏)

土壤環境監理士、土壤環境保全士の資格有効期間は3年であり、期間が経過すると更新のための審査を行う。(大林氏)

- ・健全な水環境確保という面から地下水汚染についてどのように取り組んでいるか(須藤氏)

地下水に関しては、土壤汚染に比べると現在はそれ程大きく取り上げてはいない。(大林氏)

- ・技術の開発体制はどのようになっているか(虫明氏)

各会員企業が中心となって、現場のニーズを踏まえた技術開発を行っており、センターはこれらの開発された技術を標準化するなどの支援を行っている。

また、新しい技術については講習会や冊子等で周知する活動も行っている。(大林氏)

発表者：社団法人 日本水環境学会 中島淳 常務理事

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

特段のコメントはなかった。(＊)

(2) 取組の状況と課題等

[団体概要]

- ・ 本学会は、水環境に関連する分野の学術的調査・研究及び知識の普及を図り、健全な水環境の保全及び創造に寄与し、学術文化の発展に貢献することを目的とした公益法人である。元々、水質に関する活動であったが、対象を水環境として拡大させてきた。
- ・ 活動内容としては、機関紙の発行、国際水協会（International Water Association：IWA）への協力、水環境ハンドブックの出版等を主に行っている。
- ・ 学会の支部は全国に7つあり、地域に根ざした活動を行っている。

[事業]

- ・ 多様性を有する水環境に関する研究を行うために「研究委員会」が活動している。ここでは研究内容に関連した様々な研究者が集まり研究を行っている。全17分野の広い活動が行われている。
- ・ 表彰活動も行っている。学術的な表彰以外にも、技術賞（水環境保全のための産業界との連携を重視したもの。）や水環境文化賞（住民・市民の活動を称えるもの）、年会優秀発表賞（子供向けの賞であり発表について表彰する）といったものがある。

2. 意見交換概要

- ・ 健全な水環境や水循環は様々な他の分野と関わっていかねばならないが、本学会としてこの分野の問題に対して、学会員の構成上取組むことは可能か。(須藤氏)
会は様々な分野の会員から構成される（土木、化学、生物、薬学、上下水道等）。そのため様々なスタッフを集めることが可能である。(中島氏)
- ・ 技術の継承について、学会活動の中で取り上げ、具体的な議論が可能か(須藤氏)
まだ議論を行っているところである。例えば、国際協力への人材派遣について、会が窓口となることや協力の仕組みを作ることについても議論されている。(中島氏)

- ・ 水循環における指標作り、モニタリング、豊かな生態系構築といった他の分野の研究とのつながりについてどのように考えているか（須藤氏）
ターゲットとして自治体が住民と地元の水環境を評価するのに適した指標を作るのに取り組んでいる。メンバーは自治体の研究者、大学の研究者、NGO等が参加している。（中島氏）
- ・ 配布資料「第三次環境基本計画に対する意見交換メモ」の4（重点的な取組）について、どの項目もコストを重視しているがどのように考えているか。（天野委員）
今までは技術とコストを切り離して考えられてきた。エネルギー消費やCO₂発生量等を踏まえる必要もあり、学会員による技術とコストについての研究も始められているところである。（中島氏）
- ・ 21世紀の社会において市民が参加する上で、「水」について最も深刻な問題とは何か。（久保田委員）
降水量の偏在による水資源不足、飲用水質の安全性といった問題が挙げられる。この問題に取り組んでいくためには、企業や市民も各々の役割を認識する必要がある。（中島氏）

（＊）【意見交換会后、提出のあった環境基本計画見直しに関する意見】

理念について

- ・ 限られた資源と物質循環との関連を重視すべきである。
- ・ 水循環と人々の生活との関わりといった側面も考慮に入れるとよい。

現状と課題

- ・ 環境の現状を脆弱性の観点からみることも重要である。
- ・ ノンポイント負荷は大きな課題として残されている。
- ・ 種々の場面に市民参加が確実に進んでいると思われる。
- ・ コスト（環境保全施設の建設・メンテナンスなど）を考慮することも課題である。

展開の方向

- ・ 多様な対策がとられることが肝要である。
- ・ 基準の見直しが必要な時期に来ている。
- ・ 各主体間のコミュニケーションツール（例えば指標）が重要となろう。
- ・ 防災・危機管理との関連を示す必要がある。

重点的な取組

- ・ 環境保全に係る技術・情報の伝承が重要課題となっている時代である。
- ・ 環境国際協力への人材派遣は重点課題である。
- ・ 省コストに配慮した適正技術の開発研究を推進すべきである。
- ・ 我が国から外への発信にもっと力を入れるべきである。

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見 (*)

- ・ 環境基本計画の前文にあるとおり、幅広い人的ネットワークを通じて経験を共有し、そのために共有の場が必要と考えている。この点をもう少し敷衍してほしい。
- ・ 環境政策において水環境と土壌環境は同時に考慮されるべきであり、現在の環境基本計画においては一括して述べられているが、土壌、特に農地が公共用水域の水質保全に果たす役割に関する記述が弱いと感じる。(1985年以降 BOD は減少し COD は増加するという BOD と COD の乖離現象が起こっている。これは、BOD 試験では検知されない分子量の小さい難分解性の有機物の増加によるのではないかと考えられている。その原因として、近年の湖辺部の大幅な人口化、琵琶湖周辺地域の都市化、廃水処理の処理技術は生物処理に依存しているということが挙げられる。これは BOD 対策になっているものの難分解性有機物への対策にはなっていない。水と土壌との接点を絶ったことによる結果であると考えられる。特に農業において土地改良事業が推進され、その結果水と土壌の接点を絶ってしまったことが原因のひとつとして考えられる。)
- ・ 環境基本計画において、環境行政にとっての水と土壌の関係、土壌の役割にしめる農地の重要性、農地を守るための農業基盤の確保、さらにそのための総合的な循環型社会の構築を強く打ち出していくべきである。(琵琶湖水質と土壌との関わりを検討する過程で、化学肥料の供給事情についても検討を行った。そのなかで、日本はリン鉱石の産出はなく、植物の3大栄養素であるリン資源の供給が危うくなる。現在化学肥料の原材料としてのリンは輸入に依存。1990年代半ば頃までは80%は米国に依存。現在では中国に90%を依存している。このように農業に必要なリン資源を一つの国に依存することは農業にとって好ましいことではない。)

(2) 取組の状況と課題等

[団体概要]

- ・ 本委員会は、1984年に第1回が開かれた世界湖沼会議を継続・発展させるために UNEP と滋賀県により設立され、環境省と外務省の共管の財団法人となっている。

[事業]

- ・ 世界湖沼会議はほぼ2年に一度開かれており、今年はナイロビ(ケニ

ア)で第11回会議が開催予定である。

- ・ 第1回会議において、基本的な会議の枠組みとして住民、研究者、行政が一同に会し、湖沼の問題について議論する場が設定されたが、住民が公的な立場で環境問題を対等に語り合える場、湖沼の水質問題について化学者と陸水学者が話題を共有するという学際的な場が設定された。また第5回には水文学者が参加し、第11回は社会経済学者が参加予定となっている。
- ・ 2003年3月に、第3回世界水フォーラムにおいて、世界湖沼ビジョンを提起した。本ビジョンを具現化するための作業がスタートした。世界銀行や当財団により湖沼流域管理イニシアティブが取り纏められた。

2. 意見交換概要

- ・ 国際湖沼環境委員会の環境基本計画に対する意見として、基本計画の中で湖沼を包括的に、かつ大きく取り上げて欲しい、という理解で良いか。(須藤氏)
その通りである。(小谷氏)
- ・ リン資源の問題は温暖化や石油資源の問題よりも深刻と考えるが、リンは資源として循環させる仕組みとして作った方がよいと考えているか。(須藤氏)
4,50年前はリンは日常生活の中で循環していた。それを現在において廃棄物行政の中に取り込み、リンを循環させるようにしなければならない。琵琶湖の底泥からリンを取り出す技術はあるがコストやエネルギーがかかってしまう。(小谷氏)
- ・ ILECの活動の中で湖沼流域管理が重要と謳っているが、現在の琵琶湖の流域管理のレベルはどのようになっているか。(虫明氏)
琵琶湖の流域管理はしっかりと行われているほうである。実際の現場では問題もあり、管轄している省官庁が権限を互いに認め合うかが課題になっている。ただ、「湖」を中心に据えれば、何らかの解決が得られると思う。(小谷氏)

(*)【意見交換後、提出のあった環境基本計画見直しに関する意見】

湖沼は、地下水以外の地球上の淡水資源の90%を占めると言われている。また、湖沼環境の状況は流域全体の持続可能な発展のメルクマールとなり得るものであり、特に水量・水質のみならず土地利用も統合的に勘案した湖沼流域管理の重要性が指摘されている。我が国は「オールジャパン」でこの分野に貢献できる素地があり、このことを国の政策として推進することは時宜にかなない、極めて重要と考える。これらの理由から、環境政策の課題の中で、いま少し「湖沼」とその流域について総括的な視点から記述いただきたい。

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

- ・ 清掃活動を行う上で、処分に必要な簡易焼却炉などを取得するための助成金などを負の資産処理として出していただきたい。収集したゴミを処理する市町村の焼却能力が低いと、せっかく集めたゴミが放置され再び散乱してしまうということもある。
- ・ また、海岸等の難燃性の微小なレジンペレット等のゴミを収集するための清掃手段がほしい。
- ・ 離島など人のいない海浜では、海外からのゴミが大量に漂着して処理できないことが多い。漂流ゴミについては国際的な取り決めや、それに向けた申し入れが必要ではないか。
- ・ どうしても重機を使わなければ処理できないような砂に埋もれた漁網等のゴミや、工業用薬品等危険物のゴミの処理を専門家が行うなどの対応が必要である。
- ・ 海浜利用者のモラルやマナー向上のための指導・教育をどのように行っていくか、今後検討することが重要である。

(2) 取組の状況と課題等

海浜等（湖岸・河岸）の清掃・美化

- ・ 清掃資材の提供（ゴミ袋 120 万袋 など）をするなど支援しており、平成 15 年は清掃・美化に延べ 162 万人が参加している。
- ・ 海岸に漂着するゴミの場合、塩分、砂等の付着物があるため、焼却するとダイオキシンが発生する。このため野焼きの禁止が行われている所もあるが、海浜ゴミの処分には問題を抱えている。
- ・ ゴミは内陸部から河川を通じて海浜に漂着したり、海外から漂流してくるケースが多い。

リサイクル事業

- ・ 発砲スチロール漁業資材リサイクル確立事業（ 報告書の作成）
調査・研究
- ・ 海浜生物生息定点調査、野生水産生物生息調査
海浜生物の保護
人材育成
- ・ 青少年に対する環境保全教育、体験教育
植林活動
- ・ 漁民の森づくり（天然林）活動推進事業の取りまとめ、森づくりの指針の作成等

循環型社会の構築

- ・ 余剰海藻、貝殻等を使った畜産飼料、畜舎排水浄化槽への有効利用

2. 意見交換概要

- ・ 海外からのゴミの漂着状況などを考えると、単なるマナー教育では無理ではないかと感じた。国際的な協調などのルールづくりに向けて何かアイデアはあるか。(小澤委員)

現在のところ海上保安庁などで海上漂流ゴミに対して、相手国に厳しく指導してほしいと申し入れを行っていることも事実である。日本海などでは海洋保全として海底の清掃も行われているが、やはり離島などの海岸では海外からのゴミが堆積している。離島交付金で水産振興等の取り組みを行うにしても、漂着ゴミを処理することが前提となっているが、問題なのはお金が出るかどうかではなく、住民がいないため、十分に清掃をおこなえないこと等から、島民のマナーの問題ではなく、ルール作りの声も島からは上がらない。(野村氏)

- ・ 清掃活動等の予算は水産庁などから出ているのか、もしくは全てボランティアでまかなわれているのか。また、回収物の処理に関しての意見があったが、現在のところはどのように行われているのか。(須藤氏)

機構の清掃活動の清掃資材支援予算は、会費、海の羽根募金により大部分を賄っているが、水産庁からも補助金をもらって、集積の著しい流木等のゴミを処理している。地方公共団体の管理者(河川、海岸、漁港等)の呼びかけによる地域海浜等のボランティア活動等に対し、ゴミ袋等の配付支援費である。

収集したゴミは、ダイオキシン等が発生するため、放置されるケースがあり、完全に処分できる体制を望みたい。海浜収集ゴミは地方自治体で一般の家庭ゴミと混合され焼却処分されている。(野村氏)